

税務署からの重要なお知らせ

マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、多くの方が来場される確定申告会場に向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

《動画で見る確定申告》



（メリットいっぱい！マイナンバーカード方式）

- 休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！
令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。
- 令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります（過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です。）。
- スマホ申告は、専用画面を用意しています。
令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります！

《確定申告書等作成コーナー》



《マイナポータル連携》



令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

個人事業者の方の登録申請手続等は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Taxソフト（SP版）により行うことができます。

e-Taxソフト（SP版）では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください！



《インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください》

インボイス制度特設サイトはこちらから

国税の納付はキャッシュレスで！ ～金融機関等へのお出かけ不要～

令和3年10月から税務署窓口での納税は、9時から16時までの受付となっています。ご理解とご協力をお願いいたします。

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付の他、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付（源泉所得税を納めている方など頻繁に納付手続をされる方にお勧め。）
- ・コンビニ納付（QRコード方式又はバーコード方式）
- ・振替納税（申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方にお勧め。）
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付（納付額に応じた手数料がかかります。）

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めいたします。ぜひこの機会にご利用の開始をお願いいたします。

秩父税務署で働いてみませんか？

<募集内容>

勤務地：秩父税務署

（秩父市日野田町1丁目2番41号）

雇用予定期間：令和5年2月から3月まで

労働日数：月曜日から金曜日

勤務時間：5時間30分（午前9時から午後5時までの間、休憩時間1時間を除きます。）

賃金：時給990円

勤務内容：事務補助、パソコンによるデータの入力、書類の整理等

募集期間：令和5年1月13日(金)まで（応募者多数の場合、応募受付を締め切る場合あり）

連絡先：秩父税務署 総務課

【担当 仲村（ナカムラ）・安田（ヤスダ）】

☎0494・22・4433

（自動音声「2」を選択してください。）

令和4年分確定申告の申告期限及び相談・受付について

所得税等：令和5年2月16日(木)から同年3月15日(木)まで

還付申告書は、令和5年2月15日(木)以前でも提出できます。

消費税及び地方消費税：令和5年3月31日(金)まで

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場において配付するほか事前にオンラインによる発行も行います。

確定申告期間中は会場の混雑が予想されますので、早目に申告をお願いします。

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、秩父税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

☎0494・22・4433（自動音声でご案内します）